高齢者及び障害者の通院時の介助サービスの自宅発着要件見直しに関する質問主意書

出者 早稲田夕季

提

高 三齢者及び障害者の通院時の介助サービスの自宅発着要件見直しに関する質問主意書

ため 体的な負担が増加することとなる。 合であって、 に分けて病院に通院した場合には、 とされている。 現在、 の法律に基づく指定障害福祉サ 介護保険制度における通院等乗降介助においては、 出発地及び到着地が居宅以外である目的地間の移送は、 つまり、 当該目的地間の移送に係る費用は、 ĺ それぞれ介護報酬の算定が可能となるが、 以上の取 ビス等及び基準該当障害福祉サー り扱 1 は、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する 居宅要介護者の目的地 居宅要介護者の全額負担となる。 介護報酬 ビスに要する費用の額の算定に関す 居宅要介護者の経済的 の算定をすることができない (病院等) また、 が複数ある場 複数[及び身 口

するための調査等を検討してはどうか。」と問うたところ、 院等介助についても」 にすべきことに関する質問主意書」 私 が第二〇 一回国会に提出した質問第八三号 「通院先 から職場、 において、 職場から通院先 「重度訪問介護等を就労・通勤 「一人でも多くの障害者が就労できるよう」 の移動にも利用したいというニーズ」 「今後検討してまいりたい。」との答弁であっ 就学 • 通学にも使えるよう 「居宅介護 「を把握 \mathcal{O} 通

る基準による通院等介助についても同様である。

た。

示したと承知している。 を求める意見が出て、 その後、 社会保障審議会介護給付費分科会では、 厚生労働省も十月二十二日の分科会において、 また障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいても、 通院等乗降介助の自宅発着要件をめぐって委員から改善 自宅発着要件の見直しの検討 団体から通院等介助 の方向 を

宅発着要件の撤廃を求める意見が出されている。

及び身体的な負担軽減や介護給付費の節減を図ることができることから、 サービス事 居宅要介護者の通院等の実態に照らし合わせると、病院等から病院等への移送や、 業所から病院等への移送についても、 介護報酬の算定を認めることで、居宅要介護者の経済的 次期報酬改定でこれを実現すべ 通所系・短期入所系

改善すべきでは 次期報酬改定を待たずとも、 ない か。 保険者の裁量で同様の取り扱いができるよう、 政省令、 通知などで運用を

きではない

か。

 \equiv ŧ ピ 右の一 ス等及 次期報酬改定において自宅発着要件にかかわる見直しがなされるものと期待しているが、 同様、 び基準 障害者の 該当障害福祉サービスに要する費用の額 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福 の算定に関する基準による通院等介助 通院 E しなが つい 祉 サー 7

ら就労していたり、就労を希望している者がいるという障害者の特性を踏まえた改定が必要ではないかと

考えるが、いかがか。

兀 いずれにしても、これらのサービスを実際に担うヘルパーの不足を解消するために、サービス利用者に

過度な経済的負担増のない形で、ヘルパーの処遇改善を着実に図るべきではないか。

右質問する。